（№４１）

１．「地すべり等防止法の施行について」（昭和３３年５月２７日３３林野第６０８６号、建発河第９０号、農林事務次官及び建設事務次官通達）の記の第七

第七　主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する地すべり防止工事

一　法第十一条の規定に基き、主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事の設計及び実施計画について、承認し又は協議に応じようとするときは、地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、法第十二条に規定する築造等の基準に合致するものについて行うこと。

二　地すべり防止工事の承認申請書又は協議書には、少くとも当該工事の施行区域及びその現況並びに当該工事の種類、配置、構造及び規模を記載するよう指導すること。